

別紙

訪問看護利用料金表【介護保険】（令和8年4月）

《訪問看護・要介護》《予防介護・要支援》1割または所得によって、2割3割となります。

基本利用料	訪問看護利用料【要介護1～5】		予防訪問看護利用料【要支援1・2】	
	基本単位数	10割	基本単位数	10割
20分未満	314単位	3,140円	303単位	3,030円
30分未満	471単位	4,710円	451単位	4,510円
30分以上1時間未満	823単位	8,230円	794単位	7,940円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	11,280円	1,090単位	10,900円

時間内（8:30～17:30）

負担割合	サービス提供時間	訪問看護利用料 【要介護1～5】	予防訪問看護利用料 【要支援1・2】
1割	20分未満	314円	303円
	30分未満	471円	451円
	30分以上1時間未満	823円	794円
	1時間以上1時間30分未満	1,128円	1,090円
	理学療法士等による訪問の場合	294円	284円
2割	20分未満	628円	606円
	30分未満	942円	902円
	30分以上1時間未満	1,646円	1,588円
	1時間以上1時間30分未満	2,256円	2,180円
	理学療法士等による訪問の場合	588円	568円
3割	20分未満	942円	909円
	30分未満	1,413円	1,353円
	30分以上1時間未満	2,469円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	3,384円	3,270円
	理学療法士等による訪問の場合	882円	852円

《訪問看護・要介護》

【理学療法士や作業療法士による訪問】 294単位/回（20分）

1度の訪問で複数回の実施が可能。（例：40分→588円（基本料金）

※一度で40分のリハビリを行った場合は2回分加算します。

《予防介護・要支援》

【理学療法士や作業療法士による訪問】 284単位/回（20分）

1度の訪問で複数回の実施が可能。（例：40分→568円（基本料金）

※一度で40分のリハビリを行った場合は2回分加算します。



支給限度額に含まれる加算

		単位数			要件
☐	夜間早朝加算	基本単価の25%/1回			夜間(18～22時)早朝(6時～8時)計画的に訪問看護を行った場合 ※1か月以内に2回目以降の緊急時訪問看護でも算定できる
	深夜加算	基本単価の50%/1回			深夜(22時～早朝6時)に計画的に訪問看護を行った場合 ※1か月以内に2回目以降の緊急時訪問看護でも算定できる
		1割	2割	3割	
☐	複数名訪問加算(Ⅰ)	254円/月	508円/月	752円/月	複数の訪問看護師が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合に算定します。
		402円/月	804円/月	1,206円/月	複数の訪問看護師が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定します。
☐	長時間訪問看護加算	300円/1回	600円/1回	900円/1回	特別な管理を必要とする利用者(※2)に対し、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行い。通算1時間30分以上の訪問看護行った場合に算定します。
☐	初回加算(初回月のみ) ※対象 ・新規利用者 ・2か月以上訪問看護の利用がなかった場合 ・要支援⇄要介護等の区分変更	350円/1月	700円/1月	1,050円/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定します。退院時共同加算を算定する場合には算定できません。
		300円/1月	600円/1月	900円/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、指定訪問看護を行った場合に算定します。
☐	退院時共同指導加算	600円/1回	1,200円/1回	1,800円/1回	退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師が主治医などと連携して在宅生活での療養上必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合に算定できます。但し、初回加算を算定する場合は算定しません。
☐	看護・介護職員連携強化加算	250円/1回	500円/1回	750円/1回	訪問看護事業所と訪問介護事業所が連携して利用者の喀痰吸引等の特定行為や計画作成および、緊急時対応についての助言を行うとともに①②を実施した場合の加算です。①訪問看護職員に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合②利用者に対する安全なサービス提供態勢整備や連携体制確保のための会議に出席した場合。



その他のサービス加算					
	項目	基本料金			訪問看護サービスに係る内容
		1割	2割	3割	
☐	緊急時訪問看護加算Ⅰ (1月につき)	600円/月	1,200円 /月	1,800円 /月	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1か月に1回算定する。※1か月以内に2回目以降の緊急時訪問看護でも算定できます。
☐	ターミナルケア加算 (お看取り月)	2,500円 /月	5,000円 /月	7,500円 /月	在宅でお看取りした利用者様に対し、お看取り日及びお看取り前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後24時間以内に在宅以外でお看取りした場合を含む)算定します。
☐	特別管理加算(Ⅰ)	500円/月	1,000円/月	1,500円/月	別表：特別管理加算の種類
☐	特別管理加算(Ⅱ)	250円/月	500円/月	750円/月	

別表：特別管理加算の種類	
種類	対象となる状態(いずれかに該当する方)
特別管理加算(Ⅰ) 500単位/月	①在宅悪性腫瘍等患者指導管理、または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
	②気管カニューレ、または留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算(Ⅱ) 250単位/月	①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
	②人工肛門、または人工膀胱を設置している状態
	③真皮を越える褥瘡の状態(NPUAP分類Ⅲ度・Ⅳ度、またはDESIGN-R分類D3・D4・D5)
	④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

◆自費サービス料金

☐	エンゼルケアを行った場合		11,000円(税込)
☐	キャンセル料	利用当日の訪問までに連絡	利用者負担金 1,100円(税込)
		連絡が無かった場合	1提供あたりの料金の100%を請求致します
☐	吸引器貸出 (吸引チューブ2本/ アルコール綿2枚付き)	1台あたり	3,300円(税込)
☐	吸引チューブ	5本セット	550円(税込)